

喜多方市下水道事業経営戦略【概要版】

1 経営戦略の策定の趣旨（本文 P1）

平成 29 年 3 月に「喜多方市下水道事業経営戦略」及び「喜多方市農業集落排水事業経営戦略」を策定しました。

この間、本市では地方公営企業法の一部を適用した公営企業会計への移行や汚水処理構想の見直しを行うなど下水道事業を取り巻く環境は大きく変化をしております。

このような状況を踏まえ、総務省からは令和 7 年度までに経営戦略の見直しを行うことを要請されており、また、国土交通省からは令和 2 年度以降少なくとも 5 年に 1 回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証及び経費回収率の向上に向けたロードマップの経営戦略への記載等が社会資本整備総合交付金の交付要件とされています。

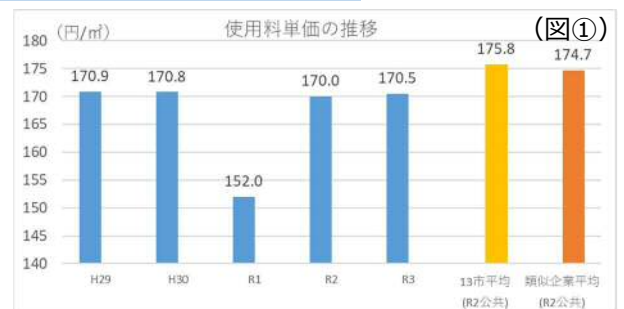
このため、地方公営企業法適用前に策定した二本立ての経営戦略を一本化し、策定後の社会情勢等を反映させた今後 10 年間の経営戦略に見直し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図っていきます。

計画期間：10 年間 令和 5 年度（2023）～令和 14 年度（2032）

2 経営指標等を活用した現状分析

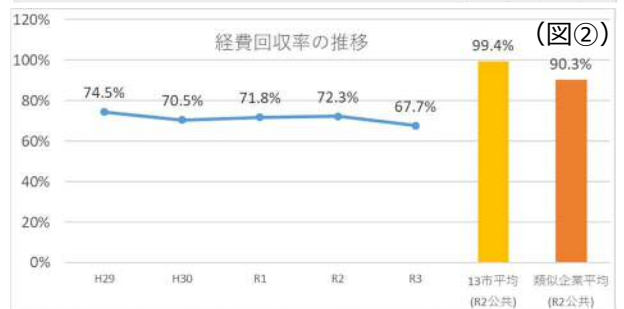
① 下水道使用料単価（使用料÷年間有収水量）（本文 P12）

使用料単価とは汚水量 1 m³あたりの下水道使用料の単価で、約 170 円/m³程度で推移しています。令和 2 年度の県内 13 市の平均（加重平均）や類似企業平均（公共）と比較すると低い水準となっています。R1 は打切決算により減少しています。（図①）



② 経費回収率（使用料÷汚水処理費）（本文 P15）

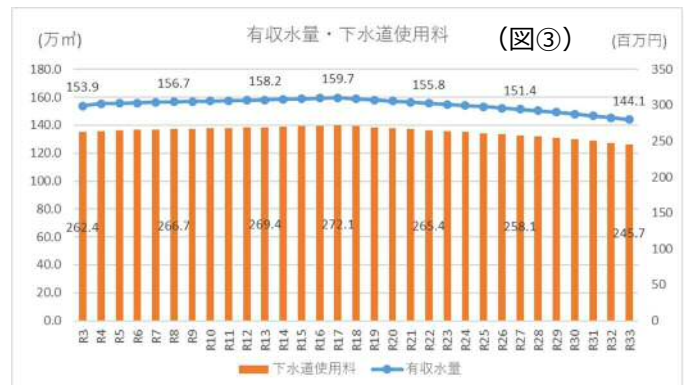
下水道使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているのかを表した指標で、現状では概ね 70%程度で推移しており、使用料収入のみで運営を行うことができず一般会計からの繰入金に依存している状況です。なお、令和 3 年度は大規模な修繕等があったため大きく減少しています。令和 2 年度の県内 13 市の平均（加重平均）や類似企業平均（公共）と比較すると低い水準となっています（図②）



3 将来の事業環境（本文 P21）

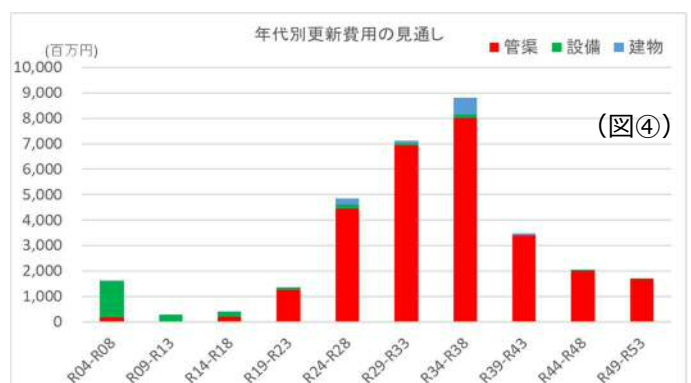
① 有収水量・下水道使用料の予測（本文 P20）

人口は年々減少しているものの、未普及区域への管渠整備が進み、令和 17 年までは増加傾向で推移することが予測されます。令和 18 年以降は人口減少の影響により有収水量は減少していく見込みです。また、これに比例して下水道使用料も減少していく見込みです。（図③）



② 施設の見通し（本文 P22）

平成 5 年から 18 年にかけて平均約 20 億円程度の大規模な設備投資を行っており、法定耐用年数が経過する令和 20～30 年代に更新費用が集中します。50 年間における管渠の総更新費用は約 281 億円（年間約 5.6 億円）、設備は約 24 億円（年間約 5 千万円）、建物は約 11 億円（年間約 2,200 万円）の費用が掛かると見込まれます。このため、ストックマネジメント計画を策定し、施設の予防保全、需要に見合うような施設の最適化も視野に入れる必要があります。（図④）



4 将来の事業環境への課題（本文 P23）

将来の事業環境の課題を整理します。

【課題の整理】

- ・安定した使用料収入の確保
- ・職員の技術力の向上
- ・計画的な下水道施設の更新及び維持管理費の低減

基本方針の「未来につなげる下水道経営」を推進していくため、次の経営目標を設定します。

① 水洗化率： 92.0 % 以上を目指す。
② 経費回収率： 100 % 以上を目指す。
③ 経常収支比率： 100 % 以上を目指す。

※全市民のうち下水道等を使用できる区域の人口の割合

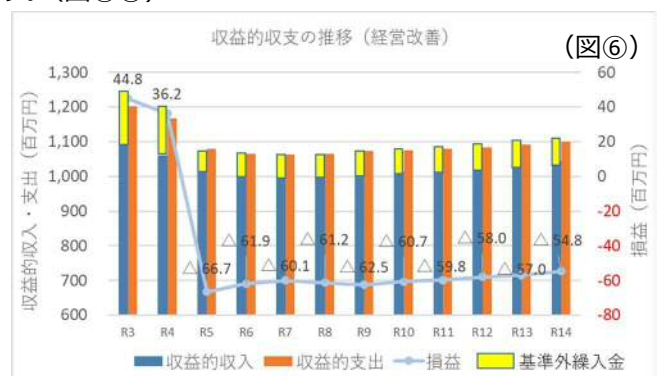
- ① 将来を見据えた効率的・効果的な投資（本文 P25）
 - ・未整備地域の整備促進：集合処理が効果的と判断された区域の令和 8 年度概成に向けた下水道施設整備促進
 - ・改築更新事業：ストックマネジメント計画に基づき老朽化のリスクを考慮した更新事業の促進
- ② 安定した収入の確保（本文 P26）
 - ・加入促進：未接続者への戸別訪問や広報、ホームページ等による加入促進の実施
 - ・下水道使用料の適正化：少なくとも 5 年に一度、適正な使用料水準の検証
- ③ 効率的な施設の利用促進（本文 P27）
 - ・污泥処分費の削減：下水道事業の施設間での効率的な污泥処分の推進（R5 から約 800 万円の経費削減を見込む。）
 - ・包括的民間委託：平成 21 年度から浄化センターの維持管理業務を包括的民間委託に移行（約 500 万円の削減効果）
 - ・資産活用による収入増加の取組：未利用地（喜多方浄化センター）の有効活用の推進（R7 から約 200 万円の収入増を見込む。）

未普及対策事業、改築更新事業の経営戦略計画期間中の事業費は年間約 6 億円を見込み整備を行います。

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
未普及対策事業	494	494	494	494	494	494	494	494	494	494
改築更新事業	93	111	92	89	98	92	89	98	92	89
計	587	605	586	583	592	586	583	592	586	583

水洗化率 92.0%以上の達成や農業集落排水事業処理施設の汚泥処分の共同化等による効率的な施設の利用促進等による維持管理費の削減を図った予測を行います。

使用料収入は、令和 14 年度まで微増となるため令和 14 年度の純損失は約△5,480 万円となる見込みで令和 5 年度と比較して約 1,190 万円改善しますが、収支のギャップを解消することができないため、純損失となる部分については一般会計からの基準外繰入金により補てんすることになります。(図⑤⑥)



〔6.2.2〕で検討した経営改善に向けた取り組みを行っても経費回収率は100%に至らない見込みとなり、安定した下水道サービスを継続して行くためには、一般会計からの基準外繰入金を受けなければ困難な結果となり、下水道使用料のあり方についても検討していかなければならない結果となりました。

今後は5年に1回の頻度で適正な使用料のあり方について検証を行い、前期での検証を令和5年度から6年度、後期の検証を令和10年度から13年度に行っていきます。
(図⑦)

